

第十四回 参議院建設委員会会議録 第九号

(九五)

昭和三十七年二月二十日(火曜日)
午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大河原一次君
理事 田中清一君
委員 村上徳永正利君
岩沢忠恭君
太田正孝君
三木與吉郎君
米田正文君
内村一君
藤田進君
田上芳平君
國務大臣 中村梅吉君
建設大臣 木村守江君
政府委員 建設省計画局長
建設省住宅局長
事務局側 常任委員 武井篤君
会専門員 關盛吉雄君
齋藤常勝君

- 本日の会議に付した案件
- 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は、先刻の委員長及び理事打合会の協議によりまして、初めに公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案説明聽取及び質疑を行ないたいと存じます。

まず提案理由の説明をお願いいたします。木村政務次官。

初めに公共工事の前払金保証事業にいたしましたあと、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の補足説明聽取及び質疑を行ないたいと存じます。

本日は、先刻の委員長及び理事打合会の協議によりまして、初めに公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案をいたしましたあと、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明をお願いいたします。木村政務次官。

初めに公共工事の前払金保証事業にいたしましたあと、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(木村守江君) ただいま議題となりました公共工事の前払金保証

事業に関する法律の一部を改正する法律につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律は、昭和二十七年制定以来、公共工事の適正な施工と前払金保証事業の健全な発達に寄与して参ったのであります。ですが、近時建設事業量の増大に伴い、その適正かつ円滑な実施を確保するこの緊要性がますます増大しつつありますとともに、最近における保証事業会社の自己資本の充実と経営基盤の安定にかんがみ、保証事業会社が前払金の保証をすることができる公共工事の範囲を拡大して、新たに国、地方公

法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

本日の会議に付した案件

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

めに設けられていた保証基金制度を廃止することにいたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。申し上げます。

まず、公共工事の範囲の拡大についてあります。現行の公共工事の前

○委員長(大河原一次君) 次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。逐条的に補足説明を聽取いたします。齋藤住宅局長。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま提案されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につき、逐条的に御説明申し上げます。

この法律案は、住宅金融公庫法にお

きましては、宅地造成等規制法による

勅告または命令を受けて宅地防災工事

を行なう資金の貸し付けをすることを

規定申し上げます。

この法律案は、住宅金融公庫法にお

きましては、宅地造成等規制法による

災害防止のための工事を行なうべき勧告または命令が発せられたものにあつては、その勧告または命令のあつた日から、それぞれ二年または一年以内に、当該工事を行なおうとする者に、必要な資金を貸し付けることができる

こととしたものであります。

また、これに伴い第十七条及び第八条中、関係条項を整理いたしました。

のについては従来どおり十八年以内といたしたものであります。
また、第四項におきまして、地すべり関連住宅のうち耐火構造及び簡易耐火構造のものについては、右と同じく、それぞれ三十五年、二十五年以内と延長いたしたものであります。

を行なう場合の公庫の承認を受ける条件等を加えることとしたものであります。

同法第三十三条の改正は、主務大臣が報告を求め、または検査することができる受託者中に、第二十三条第七項の雇用促進事業団の受託業務にかかるものを加えることとしたものであります。

同法第三十四条の改正は、宅地防災

し込みを受理したものから適用し、同日前に受理したものは、なお従前の例によることとしたものであります。

附則第三項及び第四項は、産業労働者住宅賃金融通法及び地方税法中関係条文の整理をいたしたものであります。

以上、この法律案について逐条的な御説明をいたしましたが、何とぞ慎重す。

のはだんだん減る方式ではなくて、そのまま一律の徴収方法をとっているでしょう、住宅金融公庫の場合は、月に幾らといふ……。

**同法第二十条第四項の改正は、たゞ
いま御説明いたしました宅地防災工事
に対する賃付金の限度額を、政令をも
つて定めることとしたものであ
ります。**

同法第二十一条の二の改正は、条文整理でございます。

工事融資に関するした条文整理でありま
す。

○委員長(大河原一次君) ご苦労さま
でした。これより本案についての質疑を行ないたいと存じますが、建設大臣
よりお願いする次第であります。

○内村清次君　今回の改正で宅地造成等規制法が、この前の国会で、この委員会で可決されました。さればよろしいということになつております。

第二十一条第五項の改正は、防災建築街区において相当の住宅部分を有する防災建築物の非住宅部分に対する貸付金の限度を、その住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積と等しい床面積までの建設費について算定

防災工事貸付金について、当該工事にかかる土地を他人に譲渡した場合、公庫は一時償還を請求し得ることといふ点が、同法第二十三条の改正は、まず第一項におきまして、公庫が地方公共団体によってなされたものであります。

同法第四十七条及び第四十八条の改正は、第二十三条第七項の業務委託に関する罰則規定の整備をいたしたものであります。

○田中一君 この一定期間内に償還期は用務のため十一時三十分に出席するとのことでござりますので、あらかじめ御了承願いたいと存します。それでは本案について御質疑の方は、順次御発言を願います。

することといたしたものであります。
同法第二十二条第三項及び第四項の
改正は、災害復興住宅及び地すべり閑
連住宅の貸付金の利率及び償還期間を

に対し、貸付金にかかる宅地防災工事の審査並びに貸付金の回収に関する連絡して、公庫が取得した宅地防災工事中の土地にかかる宅地防災工事の施工を委託する。

ける災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、従来の一ヶ月三十年以内としていたものを改め、耐火構造については、三十五年以内に延

長し、簡易耐火構造については、従来どおり三十年以内といった関連条文を整理したものです。

附則第一項は、この改正法の施行期日を、昭和三十七年四月一日としたものであります。

まず、第三項におきまして、災害復興住宅の貸付金の償還期間を、従来は、一律十八年以内でありましたのを、耐火構造のものについては、三十年以内、簡易耐火構造のものについては、二十五年以内、木造その他のも

用することをいたしたものであります。
同法第二十四条の改正は、公庫の業
務方法書に記載する項目に受託業務に
関する準則、宅地防災工事にかかる工
作物の維持補修の義務及びその大修繕

附則第二項は、改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設促進法第八条の二第二項の災害復興住宅及び地すべり関連住宅貸付金の償還期間の規定は、昭和三十六年六月一日以後に公庫が申

利等を含めたものを納入するようになつておりますが、その場合に、十八年なら十八年として元利償還というも

○政府委員(齋藤常勝君) 宅地防災工事に対する貸付金の限度額といふもののが、その政令の内容はわかつておりますか、あなたの方で、これをやつぱりひとつここで出していただきたいと思うのですね。

開通在庫資金の償還期間の規定は
昭和三十六年六月一日以後に公庫が申

年なら十八年として元利償還というも

○政府委員(齋藤常勝君) 宅地防災工事に対する貸付金の限度額といふもの

融資をすると、こういふように考え方であります。

○政府委員(齋藤常勝君)　ただいま申し上げました、四十万程度と申し上げましたのは、最高の限度額でございまして、平均としましては、一宅地大体二十万程度というようになるであらう。——平均としましては二十万程度になるであろう。そうしますると、現在予算で計上しておりますのが、一億を予定しておりますので、件数におきまして約五百件を処理することができるのであらう、こういうふうに考えておる次第でござります。

○内村清次君 そうすると、その条件は、どういうふうな条件がありますか。たとえば貸付するのに、額だとかの予算措置は、これはわかりますね。これは大体の予定は。しかし、どういうよるな規格、家の構造だとか、宅地の広さだとか、こういう工事の方法だとか、そいつたものに対しては、二十万貸すんだ、三十万貸すんだ、あるいは四十万貸すんだ。限度額ですね。そういう条件、基準、それから償還ですね、そいつた条件はありませんか。

になります工事の内容につきましては、具体的には、勧告または命令が知事から出ることになつております。その際に、具体的にどの程度まで工事を改善すべきであろうということは、地方公共団体において個々に具体的に明確にしていただきたいものに対しまして、公庫が、これを工事費として対象といたしますその七五%を貸付するという建前にしていただきたいと思いますので、個々の場合に、具体的な工事費の内容は、勧告または命令から当然に出てくるものと、こういうように考えておる次第でございます。

街区につきましては政令で定めた率まで、換算いたしまするならば、住宅部分と非住宅部分が、従来法律上一対一でありましたものを、非住宅部分について、その率を上げるということを意図したものでございまして、一般のこの防災街区に属しない中高層の建物につきましては、従来どおりの中高層の融資をしていこう、こうすることになさいます。

区内で建築されます建築物は、実際問題といたまでは、住宅の部分と非住宅の部分が大体一対二ぐらいになつております。そこで、そこまで今回の改正で意図することはなかなかむずかしい点がございますので、一対一・五、すなわち一倍半まで非住宅部分はあってもいい。逆に言いますならば、住宅部分と非住宅部分が二対三といふような限度になるよう、政令で率を定めていこうというわけでござります。

は、どういうふになつておりますか。今言われたように一対一・五の中に入つておるわけですか、その率は。

○政府委員(齋藤常勝君) 防災街区内の建築物につきましては、今申し上げましたように一・五でございまますが、一般の建築物の場合は法律上は一対一

○内村漸次君 三十六年度にこの防災建築街区の、昨年度施行したところの実績といふものがあるはずですね。この実績につきまして具体的な、その地

区名だとか施行の状況、融資の状況等につきまして、建設省のほうで、その実績の状況を資料として持つておられます。すかどうですか。この点もやっぱり委員会には当然報告の義務があると思ふ。これは田中委員が相当この防災街

区の問題については、この委員会でも前住宅局長のときに熱心に唱道された問題でありますから、三十六年度の実績がわかつておるなら、ひとつ知りせていただきたいと思うのです。

○政府委員(齋藤常勝君) 防災街区の造成事業は三十六年度から出発したも

のでございますが、現在までに——現在と申しましても、二月八日現在でございますが、二月八日現在に防災街区の指定をいたしましたところが、全国で十八都市ございます。で、地区的の数が二十八ございまして、街区の数が五十九ヶ所。なお現在その手続中のものが

十五都市。地区数におきましては十七地区、街区数が五十地区でございます。で、合計いたしまして、四十五地区の百街区程度に現在までのところなつております。

なお、年度内にまだ予定されておるもののが若干ござりますけれども、これが

はまだ申請が参つておりますので、
はつきりした数字はわかりませんけれども、年度内にあるいは全部で四十都
市くらいになるであろう、こういうふ
うに推定しております。

○内村清次君 融資の問題はどうだろ
う。融資金額とか、それから予算の

○政府委員(齋藤常勝) 現在の防災
街区につきましては、防災街区の造成
は、まず共通的な調査から、設計に入
りまして、それから上物の建設に参つ

ておりますので、現在の防災街区造成事業に基づく防災街区の指定によつて上物の建築に入つておるといふものは、まだないわけでございますが、たゞ、従来の防火帯時代からの継続的な——実態は、防災街区とあまり変わ

りませんが、そういうものについての建築というものは中高層の融資によって行なわれておるわけでございま
す。

災街区が申請なりまた施工をやつたの
だ、申請中のものだ、そこは、どこの
県のどういうところだといふ資料をひ
とつ出してもらいたいと思います。

○政府委員(齋藤常勝君)　申し上げま
す。地区的名前から申し上げますと、
一応現在指定済みの十八都市、二十八

地区といふものについて申し上げますと、長野の上田市、これが地区としては一でございますが、街区は二。それから静岡の浜松、吉原、熱海、それから滋賀県の彦根、大阪の布施、兵庫県の姫路、岡山、山口県の岩国、愛媛県の今治、愛知県の豊橋、秋田県の大

館、山形市、金沢市、崎玉県大宮市、福島県の福島、それから岐阜県の多治見、和歌山県の和歌山市。こういうところが都市名でございまして、大体地区数におきましては、それぞれ一ないし二、街区数におきましては、大きいところで、たとえば豊橋のようなどと

○田中一君 北海道の融資住宅、これは一部増築分だけは住宅金融公庫で木造を許しているというふうにしたはず四程度の街区数でござります。

ですが、その後どうなっていますか、実態は。やはり作っていますか。増築部分は木造でいいというような特例を、数年前にそれを認めたわけです。事実北海道へ行ってみると、とてもそんなものでは耐えられるものじゃないのですよ。これはもう非常に増築部分を木造にしたために、吹雪が激しくて凍土上その他で破損してしまったのです。その方針は今でも変わっていないのですか。増築部分の融資申し込みについては、やはり木造でも許可しているということですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 現在の取扱いは、おつしやるおうでござります。

田中一君 それじゃあ、もうだいぶ
たつのですから、ひとつその実態を調
べて下さい。その後、もう五年くらい
になるな。そして腐朽度、それから
破損度等を調べて、大体この北海道防
寒住宅建設等促進法を作った趣旨は、
木造でなく、準耐火構造のものを強制
しようといふところに意図があるので
すよ。それが多数の国會議員の意思に
よって逆戻りしているのです。それが
国家機関から出る資金なんです。——
これはあり得ないことです。だけれど
もある時期、ある場合にはやむを得な
いということで、——僕は反対したは
ずだが、しかしやむを得ないから認め
たということになつておるわけですが
れども、これはよくない。やってみて非
常に成績がいいというなら、もう北海
道寒冷住宅等は廢法にすべきです。木
造になさい。ことに耐火構造あるいは
準耐火構造のものと木造部分というも
のが独立しているものを、増築とはま

○田中一君 それから昨年の暮れに、
これは大臣にも聞いていただきたい。
厚生年金還元住宅といふもののワク
を、建設大臣が許可した財團法人日本
労働者住宅協会にこれを委託してやら
しているわけです。厚生省が実際に、
今までも再三指摘したのですけれど
も、相かわらずやはり北海道における
融資住宅といふのは、これは本道を
やっている、認めているのです。した
がつてその場合には、厚生省の厚生年
金還元の融資住宅といふものに対して
は、何か連絡があつてやつていてるの
か、単独にやつてているのか。その点は
現状はどうなつていますか。

宅あるいは住宅に準ずる住宅といふ
か、たとえば警察署における留置場、
これははつきりした住宅です。被疑者
を収容するところは住宅にすぎない、
間違いないです。こういう問題でも北
海道では木造で作っているものがあ
りますよ。こういうようなものでも、
木造ということは許されないはずなん
です。こういうものをひとつ住宅局で
調査して下さい。この法律ができて以
来どういうものができているか。これ
は予算とか何とかの問題じゃないんで
す。国民には強要する。国はそれと反
対のことを平気でしているということ
があつちやならないと思うんです。住宅
局さつそくこれも調べて下さい。どう
ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 今申し上げましたように、雇用促進のための労務者の移動ということがございまして、それを受け入れる事業主が労働者のための住宅を建てるわけでござります。その住宅に対する融資をやるというのがほんとうの計画でございます。

○田中一君 そうすると住宅ですね。いつも言つているとおり住宅行政といふものは一本化しないということを言つているんです。この雇用促進事業団が地方公共団体に直接事業を委託する、やはり住宅金融公庫にも委託する、ということではなくして、住宅金融公庫に全部まかしたらどうですか、産労住宅のように。厚生年金住宅は御承知のように厚生省がじかに都道府県を窓口にしてそれを募集している。また雇用促進事業団が同じような形でもつて地方公共団体を窓口としてやっておる。

○政府委員（齊藤常勝君） 住宅行政の一元化につきましてはおっしゃるとおりでございまして、私どもその一元化の推進ということにどういうふうな方向で持つていくかということでいろいろ具体的には頭を悩ましているわけでございますが、今回の雇用促進のための融資につきましては、裏から申しますと住宅行政の一元化を一步進めるというつもりで、むしろ金融公庫の住宅ということに話を持っていったわけでございます。と申しますのは、この資金の裏づけが失業保険の剩余金といふものを前提にして出発しておりますし、それからもう一つは、現実にどこに需

あ割合に言わないので。特に寒いところですから、渡り廊下なんかでくつけて、あるいは接続して増築されたら、その場合に北海道は寒いところですから凍上します。基礎をコンクリートでやるなんていうところじゃない。また荷重も軽い。そうなつたらぐはぐになるのはあたりまえなんです。床面がどこになるわけです。私は見ていますが、その後どうなっているか、ひとつ早急に調べて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) おっしゃるとおり、北海道の建築物については耐火を促進するという法律によりまして、できるだけ北海道の建築物を防災的見地から耐火的なものにするということをやっているわけでござります。

かい点につきましてはやはり向こうが所管を持っているのですから、われわれのほうも一々協議は受けでおりませんので、若干そういう点について、住宅政策としては遺憾な点があると私どもも思っております。

○田中一君 結局、北海道などは寒冷住宅を単行法をもつて進めていくわけです。それが厚生省はそれは知らないのだということじやおかしな話なんですね。これは現在木造を作つていてますよ、やはり。こういう問題はひとつ建設大臣が閣議で発言されていくくらいの問題です、単行法があるんですね。これは建設省にばかり強制するものじやないんです。

○田中一君 それからこの法律にあります雇用促進事業団、ちょっと私手元に法律がないんですねが、これからの委託されていくといふものはどういうものが対象になるんですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 雇用促進事業団におきましては、雇用促進のための住宅といふものにつきまして融資をするということになつております。これは雇用促進事業団法の改正によりましてそういうものができるということになるわけになりますが、大体三十七年度におきましては資金において約十七億円程度を見込みまして、戸数として三千戸程度の貸付を行なうということになつておるわけになります。

○田中一君 それは何の用途に用いる

したがって住宅政策が三元化していることになる。今までも厚生大臣・建設大臣がここに出席をしてわれわれに説明している、連絡を密にして将来住宅政策の窓口を一元化する方向が望ましいと再三言明しているわけです。こうしたことによつて規模なり何なりあらゆる条件といふものを、公営住宅なり住宅金融公庫の住宅なり、少なくとも建設大臣がそれを握つて、あらゆる面において国として方針は打ち出していいにかかわらず、厚生年金住宅あるいは移動者を受け入れるといながら、結構不特定な者が入るとはいひながら、むろんこれは住宅ですね、それをまた新しく労働省が窓口になつてそれぞれ自分の考え方だけで建設するとい

○田中一君 それからこの法律にあります雇用促進事業団、ちょっと私手元に法律がないんですが、これから委託されているというものはどういうものが対象になるんですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 雇用促進事業団におきましては、雇用促進のための住宅といふものにつきまして融資をするということになつております。これは雇用促進事業団法の改正によりましてそういうものができるということができるわけでございますが、大体三十七億円程度を見込みまして、戸数として三千戸程度の貸付を行なうということになつておるわけでございます。

○田中一君 それは何の用途に用いる建物ですか。物置ですか、それとも事務所ですか、あるいは住宅ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 今申し上げましたように、雇用促進のための労務者の移動といふことがございましてので、それを受け入れる事業主が労働者のための住宅を建てるわけでございます。その住宅に対する融資をやるというのがほんとうの計画でございます。

○田中一君 そろすると住宅ですね。いつも言つているとおり住宅行政といふものは一本化しなさいといふことを言つているんです。この雇用促進事業団が地方公共団体に直接事業を委託する、やはり住宅金融公庫にも委託するというところでなくして、住宅金融公庫にしてそれを募集している。また雇用促進事業団が同じような形でもつて地方公共団体を窓口としてやっておる。

したがつて住宅政策が三元化していることになる。今までも厚生大臣、建設大臣がここに出席をしてわれわれに説明している、連絡を密にして将来住宅政策の窓口を一元化する方向が望ましいと再三言明しているわけです。いうことによって規模なり何なりあらゆる条件といものを、公営住宅なり住宅金融公庫の住宅なり、少なくとも建設大臣がそれを握って、あらゆる面において国として方針は打ち出していにかかわらず、厚生年金住宅あるいは移動者を受け入れるといながら、結局不特定な者が入るのはいいながら、むろんこれは住宅ですね、それをまた新しく労働省が窓口になつてそれぞれ自分の考え方だけ建設するという行き方に対しても、もう反省しなければならぬと思うのですよ。住宅金融公庫がその一部を受け入れるなんということじやなくて、全面的に住宅金融公庫にまかしたらどうなんですか。そういう話し合いはされなかつたのですか。

要があるのかどうか最も具体的です。その点どうなんですか

です。その点どうなんですか。

卷之三

要があるのかということを最も具体的に把握することができ、かつまた雇用促進といふことの責任はこの促進事業団にもあるわけですが、その点とわれわれの住宅行政とを合わせて考えた場合に、一つの考え方は全部住宅局においてやるというようなことがいい、もう考え方でございまして、向うの趣旨も生かし、かつ住宅行政の実質的な一元化というようなことも考えますならば、まず公庫がこの貸付の業務の委託を受けまして、それに沿つてその中身につきましては、建設省と労働省とが十分に相談をして、融資の条件等についても自下検討中でございますけれども、そういうような寒質的な点については統一的に持つていただきたい、そういうことでむしろまあ微温的なものではございましょうけれども、一步前進するという格好でこの委託というような制度を新設したわけでござります。

○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘のように、全面的というわけにはまだ参つておりませんが、なるべく全面的にわれわれのはうはこういう仕組みに逐次していきたい、こういう希望を持つておるわけでござります。実施をしてやりました結果の成績等も見まして、われわれとしてはそういう方向に努めて持つていきたい、こういう希望を持つておるわけでございますが、まだ全面的にはなっておりません。

○田中一君 これはもう官側のなわ張り根性というやつにはほんとうに国民は迷惑しあがいでいるのですよ。だから川島行管長官はこの機構を何とかしようとなんていふことになつてくるのですよ。同じことをやつているのですよ。貸付の条件等も違うのですよ。厚生年金住宅と住宅金融公庫が出て いるところの産業住宅とは。こればどうしてそういうことをしなければならぬのかといふのは不思議に思うのです。が、それででき上がるのも違つてくるのです。労働大臣との間にそういう話ができる、それを一部こつちに移すことに対するは賛成です、しかし全面的に移すことが望ましい。同時にまた厚生年金住宅も住宅金融公庫が窓口を持つて、その一部これができるのだといふように法律改正したらどうですか。われわれが修正します。大臣は園譲で、こうなつた以上、厚生大臣少しこつちのほうに窓口をよこせ、こういうことになる。思想が混乱している。出たところ勝負で物事をやつている。渠などところ

に押し込んでいくし、抵抗の強いところからは逃げていくということじゃ、いつまでたって住宅というものは一元化されないです。これは何年かと言っているのですが、これは大臣の政治力の弱さ、大臣じゃないですよ、池田内閣の政治力の弱さ、あるいは池田内閣が強いが、官僚の勢力が強いからどちらかです。条件が違つて、いるのです。そんなばかな話ありませんよ。将来これを推し進めて、あるいは将来よりも、この法律を改正する以上、全面的にこれを吸収してやるのだだということが望ましいですよ。たとえば臨就といいますか失対事業としても、道路局河川局は――今後どうなるか存じませぬけれども、今まで全部労働省の予算をもらって就労させました。住戸といふ非常に弱くなる。労働省との話し合いではどういうことになつたんですか。局長よくここで踏み切つたものですね、一部でも金融公庫によくそとうしたことになつたのは、経緯はどうなんですか。

労政当局のほうがよく具体的につかすことのできるところは、これもまた否定することはできないと思はず。しかしながら、それの供給に関するところは、これを二元的にやることががいいということについても、また議論はしないであろうと私も考えるのであります。そこでこのような雇用促進のための住宅の建設、その融資ということについても、このよだな制度ができるから、かつてきただといふときに、われわれの考えておりましたことは、実質的には一元的に運営しなければいかぬといふことから、その事業計画でありますとか、あるいは資金計画、先ほど申し上げました業務方法書等につきましては、十分に労働省と建設省とが協議をして決定するという前提を置きました。これが確約いたさせまして、その前提に立ちまして、その計画そのものは、住宅行政の一元化の方向に取り入れていくということで、ただ貸し付けの業務につきましては、特定の目的のために住宅の需要の点の把握というふうなことは、雇用促進事業団がやることが適当であるという考え方をいたしまして、貸付業務そのものは、まず事業主から公共団体を通じて金融公庫の支所に行き、本所に行く、そして本所と事業団との関係はきわめて簡潔に済ませまして、そうして実態的には金融公庫が貸付業務について、その内容の決定をするというような形にもつていくところによりまして、一般の事業者の申し込みに対しましては不便を来たさないように、また供給計画の全体の住宅建築設計画等の関連におきまして、そこをえたさないようにといふようなためを押しながらこうすることに踏み

切ったわけでありまして、私どもといたしましてまだ不十分とは思いますけれども、一元化の一つの具体的な一步前進であるというように考えてこのような提案をいたしました次第であります。

○田中一君 厚生年金住宅のほうはどう話し合っていますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 厚生年金、国民年金の問題につきましては、これは制度がもうすでにでき上つておりますまして、それについてのいろいろな判断というのもわれわれも承知しております。そういうことで、その実質的な、今申し上げました事業計画その他の住宅供給の計画が一元化していくといふ方向へ進めるために、厚生省とも何回もお話し合いをしておりますけれども、すでにでき上つておる制度でありますために、なかなか困難な面が多くあるわけでございます。しかしながら、その方向への努力を繼續していくところといたるのが私どもの考え方であります。

○田中一君 もう一ぺん前に戻りますがね、今度の雇用促進事業団は年間融資する金のうちのどのくらいを住宅金融公庫にまかせようということになつておりますか。何%くらいですか。何かもそいう類はきめられておるはずでしょう。

○政府委員(齋藤常勝君) まず第一には事業計画の問題でございますが、事業計画で先ほど申し上げましたように十七億を予定いたしました。これで約三千戸を建てる、こういう計画についても協議をいたしたわけであります。そのほか融資条件につきましては現在まだ進行中でございまして確定しておらずませんけれども、産業労務者住宅等

との関連も考えて、レートでありますとかそういうものについて統一をはかつていいこうということでただいま話を進めております。それから具体な融資事務のルートにつきまして、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、事業主から地方公共団体に申込みをいたしまして、それから公共団体からは公庫の支所に上がって参りまして、支所から本所に上がつてくる、本所に上がつたときに雇用促進事業団の本所と協議をするという程度でございまして、貸し付けの業務の中身は、むしろ公庫のルートをずっと上がつていくというように話を進めていきたいと思います。

○田中一君 そうすると、三千戸全部公庫が預かるのだということですね。そうですね。

○政府委員(齋藤常勝君) はい。

○田中一君 わかりました。

○委員長(大河原一次君) 速記とめで。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一次君) 速記を始めで。

本案についての本日の質疑はこの程度にいたしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願(第一二九三号)

第一二九三号 昭和三十七年二月八日受理

鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願

請願者 鹿児島市山下町三七鹿
児島県土木協会内 横山正元

紹介議員 田中 茂徳君

鹿児島県は、全国一の多雨県であると

共に、台風常襲地帯に加え、特殊土じよう地帯であるため、建設行政に多大

の困難を伴なつてゐる。しかして、今

日の市町村行財政は、なんぶんにも国

の施策が基本となつてゐる現状である

から、本県の特殊性に鑑み、昭和三十七

年度国家予算の審議に当つては、(一)

本県の一級及び二級国道の改良拡幅と

全線舗装を早急に完工すること、(二)

九州縦貫高速自動車道の予算を増額

し、早急に着工すること、(三)老朽橋

の架け替えに対しても、補助と起債を

認めること、(四)河川改修事業を適債

事業として指定すること、(五)都市計

画事業による国道に対しては、補助率

を引き上げること、(六)下水道整備に

ついては、国庫補助を大幅に増額し、

補助率を二分の一以上とすること、

(七)土地区画整理法に伴う事業施行

は、国庫補助の対象とすること、(八)

市町村道のうちバス運行路線について

は、地方交付税の算定基礎を引き上げ

ること等の実現が期せられるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一二九三号 昭和三十七年二月八日受理

昭和三十七年一月二十二日印刷

昭和三十七年一月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局